

ベトナム競争当局等に対する独占禁止法及び競争政策に関する技術
研修の実施について

令和４年１１月８日
公正取引委員会

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）の協力の下、ベトナム競争当局等に対する独占禁止法及び競争政策に関する技術研修を東京において開催することとしました。

本研修は、ベトナムの競争当局であるベトナム商工省競争・消費者庁等の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、ベトナムにおける関係法制の充実と法執行の強化に資することを目的として開催されるものです。

記

- １ 期 間 令和４年１１月９日（水）～１１月１５日（火）
- ２ 開催場所 ＪＩＣＡ東京センター等
- ３ 講 師 公正取引委員会職員
- ４ 参 加 者 ベトナム商工省競争・消費者庁等職員１５名
- ５ 研修概要
 - ・ 独占禁止法違反事件審査、企業結合審査等に関する説明
 - ・ 公正取引委員会職員と研修参加者による意見交換

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房国際課
	電話 ０３－３５８１－１９９８（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

発展途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する技術研修

公正取引委員会は、発展途上国の競争当局等に対する技術支援の一環として、当該競争当局等の職員を日本に招へいし、日本の独占禁止法及び競争政策に関する技術研修を実施しています。

技術研修では、主に独占禁止法及び競争政策について、日本の制度や公正取引委員会の実務に係る講義が行われるほか、参加者自身が事案の調査について体験する実習が行われます。また、講義や実習内容の理解を深めるべく、独占禁止法違反事件の仮想事例についてグループごとに議論・発表が行われます。

研修内容（例）

※詳細な研修内容は各国の要望を踏まえ決定します。

講義

公正取引委員会の職員や学識経験者が行うテーマごとの講義を受講します。



実習

公正取引委員会が採用している審査手法や分析手法等を実際に経験します。



ディスカッション

講義や実習で学習した内容を踏まえ、仮想事例について検討します。



発表

グループごとに検討結果の発表を行い、講師からのフィードバックを受けます。

